

食安新発第0212001号
平成21年2月12日

各
〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区 〕
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室長

特別用途食品の表示許可等に係る留意事項について

健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特別用途食品の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（平成21年2月12日食安発第0212001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）により通知したところであるが、その運用に当たっては下記によることとするので、貴管下関係者に対する周知方よろしく願います。

記

第1 病者用特別用途食品たる表示の範囲

許可を受けるべき病者用特別食品の表示の範囲については、部長通知第1の3により示したところであるが、さらに次の点に留意されたい。

部長通知第1の3(2)の「特定の疾病に適する旨を表示するもの」とは、同通知で例示したように具体的な疾病名を表示した場合のみに限られるものでなく、以下の例のように、その表現がある特定の疾病名を表示したものと同程度の効果を消費者に与えられ考えられる場合を含むものであること。

(例) 「血糖値に影響がありません。」
「浮腫のある人に適する。」

第2 特別用途食品たる表示の許可基準

部長通知別添1の第3の4(4)、第5の3(3)、第6の3(6)、第7の2(4)イ(ウ)及び別紙1の食品群別許可基準の必要的表示事項欄に管理栄養士等とあるのは、管理栄養士のほかに栄養士、薬剤師等個々の病者に対する食事療法等を考慮する医療従事者を含む趣旨であること。

第3 許可申請書に添付すべき試験成績書の試験方法

部長通知別添1の別紙2の1(1)、2、3(1)及び4(2)の「栄養表示基準における栄養成分等の分析方法」とは、「栄養表示基準における栄養成分等の分析方法について」（平成11年4月26日衛新第13号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知）に示したとおりであること。

第4 関係通知の廃止及び改正

1 以下の通知を廃止する。

- 「乳児用調製粉乳の表示許可の取扱いについて」（昭和57年5月13日衛栄第44号厚生省公衆衛生局栄養課長通知）
- 「高齢者用食品の表示許可の取扱いについて」（平成6年2月23日衛新第15号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知）
- 「病者用特別用途食品のうち許可基準のない食品の表示許可の取扱いについて」（平成10年5月21日衛新第30号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知）

2 「たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う食品の取扱いについて」（平成20年3月31日食安新発第0331001号本職通知）の一部を次のように改正する。

- (1) 1中、「改正後の局長通知」を「「特別用途食品の表示許可等について」（平成21年2月12日食安新発第0212001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）」に改める。
- (2) 2中、「改正後の局長通知」を「部長通知」に、「栄養成分表示を行うこと」を「栄養成分表示を行っているものに限り」に改める。
- (3) 3中、「改正後の局長通知」を「部長通知」に改める。

第5 施行時期

この通知は、平成21年4月1日から施行する。